

# 平成27年度第7回政策会議

日時 平成28年1月6日（水）10:00～11:00  
会場 市長会議室  
参集者 工藤市長 中林副市長 片岡副市長 川越企業局長  
種田企画部長 高橋総務部長 入江財務部長

## 2 「(仮称) 市民交流プラザ」の入館料設定について

◎対応 谷口経済部長 平井中心市街地再生担当参事 成澤経済部次長  
阿部中心市街地再生担当参事 和久井経済企画課長  
兵吾中心市街地再生担当主査

### ◆ 議題の趣旨 ◆

「(仮称) 市民交流プラザ」の入館料設定について協議しました。

### ◆ 協議の結果 ◆

本件の内容は了承されました。

### ◆ おもな発言 ◆

□平井経済部参事

市民交流プラザについては、昨年5月政策会議で協議され、基本計画を策定した。昨年末には実施設計が完了し、平成28年度からの整備となる。

整備に先立ち、指定管理者導入の手続き上、本年第1回定例会において条例を制定する必要があることから、今回施設の使用料について討議いただくこととした。

この施設は、中心市街地活性化基本計画の中でも核事業の1つとして、若手起業家の活動支援、若者のための居場所の整備、若い人たちが長期間滞在できる環境づくりを、本町・五稜郭地区で整備するという計画に位置づけている。整備基本計画においても、特に、若者が気軽に立ち寄り、広く交流できるスペースとし、次代を担う若者の豊かな発想や企画をこの施設を拠点として具現化し、みらいのまちづくりに繋げることとしている。

また、施設の方向性として、広場のようにくつろげる場としながら、若者がその広場のような大空間を利用し、積極的に活動できる可変性の高い場所として整備するものである。

使用料設定の考え方については、施設の基本理念の趣旨を使用料にも反映し、若者利用を一般に計算した料金の半額を基本としている。若者とは、国の青少年育成施策大綱に準じ、中学生から30歳までとした。

また、施設の基本理念から、市民交流プラザは基本的に誰もが自由に入出りできる屋内公園のような施設であり、いわゆる一般的な貸館施設ではないため、管理委託料のどれだけを使用料で賄える、という考え方は馴染まないと考えている。

具体的な算定方法は、原価16.4円に性質別負担割合の50%を乗じた8.2円を1㎡あたりの単価とし、この単価にそれぞれの面積を乗じた金額が、1時間あた

りの使用料の試算額とした。それぞれの設定額は、多目的ホール800円、イベントスペースA700円、イベントスペースB1,000円、フリースペース600円、多目的スペース400円、キッチンスペース500円である。多目的スペースとキッチンスペースは試算した単価よりも高くなっているが、前者は民間の貸しスタジオの状況や、ここだけが小さい部屋だが完全防音となる空間になること、後者は他の公共施設の状況を踏まえ、金額を調整している。

その他備品についても、照明、音響、映像編集機器などがあるが、他の施設と同様に設備コストから算定し料金設定する予定である。

また、利用単位は、多くの施設で午前・午後・夜間という3つの区分が多いが、学生は午後3時以降で利用したいという方が多くなることを想定し、10時から12時、12時から15時、15時から18時、18時から21時の4区分とした。

営利利用に関しては、芸術ホールや他の施設の状況をふまえ、規定の2倍の金額としている。

**■工藤市長**

場所柄、物販などの営利利用が増えるのではないか。

繁華街の一番良いところで、物販ばかりの利用となることは避けたい。

平井経済部参事

営利の方が多いかもかもしれないが、運営に当たって工夫できると考える。

**■工藤市長**

施設の設置目的をふまえ、基本的に物販など営利利用は認めないこととしたい。

**■種田企画部長**

使用料の設定について、このとおり決定する。